

平成 18 年 3 月 27 日

東京都生活文化局消費生活部長  
岳野 尚代 様

東京都千代田区永田町 2-10-2  
永田町 T B R ビル 606 号  
日本エステティック業協会  
理事長 奥野 貴司

「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛機の安全性について(要望)」  
に対する取り組みについて

平素より、私ども業界団体の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成 16 年 8 月 11 日付 16 生消生活第 131 号 「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛機の安全性について(要望)」に対する取り組みについて、協力団体の日本エステティック工業会および N P O 美容機器安全普及会の協力を得て、下記の通り取り組みましたのでご報告申し上げます。

1. 機器及び施設面での安全確保、施術者の技術面での安全確保、利用者への適正な対応について会員事業業者に働きかける。

(1) 機器面の安全性 .....資料 1

平成 17 年 3 月 1 日 日本エステティック工業会がレーザーライト美容機器の安全基準を策定

(2) 施術者の技術面の安全性

日本エステティック工業会がレーザーライト美容機器の技術面の安全性に関する基準を策定

①平成 17 年 3 月 1 日 レーザーライト美容機器の安全教育基準を策定 .....資料 2

②平成 17 年 9 月 21 日 レーザーライト美容機器のトリートメント統一基準を策定 ・資料 3

(3) 事業者への働きかけ、これからの運用についていかにしていくか

運用に際して重要なことは、関連団体がその必要性を認識し、真にお客様に安全と有効性を提供することである。

この精神のもとに、それぞれの団体がまとめてきたものを各団体が実行に移行するための調整をすべくレーザーライト美容器懇談会を実施している。

①平成 17 年 9 月 30 日 日本エステティック業協会が関連各団体に呼びかけ懇談会を立ち上げた。

第 1 回 平成 17 年 9 月 30 日

第 5 回 平成 18 年 1 月 26 日

第 2 回 平成 17 年 10 月 31 日

第 6 回 平成 18 年 2 月 20 日

第 3 回 平成 17 年 11 月 18 日

第 7 回 平成 18 年 3 月 30 日予定

第 4 回 平成 17 年 12 月 16 日

計 7 回開催

まとめをして、日本エステティック連合の事業として提案する予定。

【懇談会メンバー】

日本エステティック業協会 理事長 奥野 貴司  
千代田区永田町 2-10-2 永田町TBRビル 606号  
TEL：03-5501-1801

日本エステティック工業会 理事長 滝川 晃一  
台東区東上野 1-13-2 成田第2ビル  
TEL：03-3837-5510

NPO 美容機器安全普及会 理事長 大川 潤  
墨田区錦糸 2-13-1 堀越第一ビル5F  
TEL：03-5819-7809

②平成 18 年 1 月 16 日 上記主旨を日本エステティック連合にて発表し、次のことを確認した。

- イ. 今後実施案をまとめる
- ロ. 日本エステティック連合で承認を得て、日本エステティック連合として各団体で組織に降ろし実施していくよう要請をしていきたい。

2. 技術面での安全確保を図るため、他の関係団体と協力して、脱毛施術に関する統一的基準による教育や資格制度を設けるよう努める。

(1) 日本エステティック業協会がNPO美容機器安全普及会と連携し資格制度を策定するために、資格制度策定委員会に参加した。

平成 16 年 10 月～ NPO美容機器安全普及会の資格制度(検定制)策定に参加

平成 17 年 3 月 16 日 美容レーザーライト検定制実施要綱をまとめた . . . . .資料4

平成 18 年 1 月 ①教科書等の検討中 ②業界各団体と調整すべく準備中

NPO美容機器安全普及会としては平成 18 年 4 月より実施したいとしている。

(2) 日本エステティック工業会がレーザーライト美容機器の安全基準及び安全教育基準を作成

平成 17 年 3 月 1 日 レーザーライト研究会・安全規格委員会がレーザーライト美容機器の安全基準を作成 (資料①)

レーザーライト研究会・安全教育委員会がレーザーライト美容機器の安全教育基準を作成 (資料②)

会員各メーカーがこの基準を活用して実施中。

3. 日本エステティック業協会として、レーザー脱毛機等を用いる施術に関する苦情相談窓口を設置し、利用者の救済等に取り組むとともに、会員事業者に対し安全管理体制の充実、苦情相談窓口の設置を働きかける。

(1) 日本エステティック連合の事業として確立

①2005 年度事業の計画として、連合消費者相談センター開設の計画案を作成

②開設検討委員会の設置

平成 17 年 6 月 28 日 日本エステティック連合評議会にて連合として開設検討委員会発足、検討に入る。

### ③設立準備作業部会の設置

平成 17 年 10 月 21 日 開設検討委員会の下に設立準備作業部会を立ち上げ、設立に向け具体的検討を開始する。

消費者相談センター設立準備作業部会開催

第 1 回 平成 17 年 10 月 21 日

第 2 回 平成 17 年 11 月 2 日

第 3 回 平成 17 年 11 月 28 日

第 4 回 平成 17 年 12 月 8 日

第 5 回 平成 17 年 12 月 20 日

第 6 回 平成 18 年 1 月 10 日 計 6 回開催

### ④実施計画案

- ・ 場 所：日本エステティック業協会内に設置、テストランを実施の後、本格稼働の予定。
- ・ 組織案：作成中
- ・ 消費者苦情等対応フローチャート(案)作成 . . . . . 資料 5

(2) 会員事業者に対する安全管理体制の充実、苦情相談窓口の設置を働きかける。

日本エステティック業協会として会員事業者に対し、安全管理体制と苦情相談窓口について規定を策定し、徹底していく予定。

(3) NPO美容機器安全普及会による美容脱毛レーザーライト理論安全及び実技講習会の実施

. . . . . 資料 6

レーザーライト美容機器が現実に普及している実情を踏まえて、理論安全講習会についてはNPO美容機器安全普及会が、また実技講習会については機器メーカーが中心となり、他団体との協力のもとに実施してきた講習会である。

第 1 回 平成 13 年 7 月～第 19 回 平成 18 年 3 月 計 19 回開催

4. 現在進められているサロン認定制度については、公平な第三者機関により設定を行うとともに、認定制度の実効性を高めるため、業界団体への加入を促進し、団体未加入事業者も認定を受けられるようにする。

(1) サロン認定制度については、公平な第三者機関の設定を行う。

NPO日本エステティック機構を公平な第三者機関として連携していく予定

①NPO日本エステティック機構設立後、三大事業課題が設定された。

- ・ サロン認定制度
- ・ エステティシャン養成制度
- ・ エステティック機器認定制度

②平成 16 年 7 月 20 日、NPO日本エステティック機構設立後、3 大事業課題の一つ、サロン認定制度について日本エステティック連合の検討委員会において協議をしてきた。

まとめを日本エステティック連合評議会に提出した。

③経済産業省の指導を得て、以下のまとめを日本エステティック連合で実施することとなった。

平成 17 年 12 月 12 日 日本エステティック連合評議会に対し、経済産業省から連合が検討をしてきたサロン認定制度の認証基準について、経済産業省の研究会において審議し、経済産業省がガイドライン(仮称)を策定する旨の新スキーム(案)が提案された。 . . . . . 資料 7

平成 17 年 12 月 26 日 第 1 回エステティック産業の認証に関する研究会が開催された。

平成 18 年 1 月 16 日 日本エステティック連合評議会においてサロン認定制度について対応を検討。今後検討委員会を開催しサロン認定制度をまとめていくことを確認した。

(2) 認定制度の実効性を高めるため業界団体への加入を促進する。

日本エステティック連合の 8 団体が、それぞれの団体の目的に沿って会員増強を図るように今後申し合わせをしたい。

(3) 団体未加入事業者も認定を受けられるようにする。

各団体がサロン認定制度を推進するに当たり、この制度の概念をよく理解し実施していくことを申し合わせしたい。